

○津山圏域資源循環施設組合情報公開・個人情報保護制度運営審議会設置要綱

平成 21 年 11 月 1 日  
津山圏域資源循環施設組合告示第 23 号

(設置)

第 1 条 津山圏域資源循環施設組合は、津山圏域資源循環施設組合情報公開条例（平成 21 年津山圏域資源循環施設組合条例第 15 号）による情報公開制度及び津山圏域資源循環施設組合個人情報保護条例（平成 21 年津山圏域資源循環施設組合条例第 16 号）による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、津山圏域資源循環施設組合情報公開・個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、津山圏域資源循環施設組合個人情報保護条例の規定によりその権限に属する事項のほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、管理者の諮問に応じて調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、久米郡美咲町の住民及び学識経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。